

# 保育施設利用申込に関する確認票及び同意書

新規申込用

重要事項の確認となりますので、必ずお読みいただいた上でチェックをお願いいたします。

申込・入所にあたっての確認事項		チェック欄
1	役場から内定等の連絡する際、連絡が取れなく利用調整に支障を生じる場合、次の方に内定をご案内することがあります。	
2	申込内容について重要事項(就労状況や家族構成、子どもの健康・発育上気になる点等)を偽って申告したり故意に申告しなかったりした場合は、入所取り消しや退所になる場合があります。	
3	入所を希望する施設には、必ず利用可能な施設のみを記入してください。申込書に記入されたいずれかの希望施設に入所決定した場合、入所を辞退しても保留通知の発行は出来ません。	
4	入所後に施設変更(転園)を希望する場合、4月入所以外の利用調整は待機児童解消のため新規申込者が優先となります。また施設変更内定となった場合、元の保育施設に戻ることはできません。	
5	申込内容に変更が生じた場合は、速やかに阿見町子ども家庭課まで申し出てください。	
6	申込み後、入所する必要がなくなった場合や入所要件を満たさなくなった場合は、速やかに阿見町子ども家庭課まで取下げ届を提出してください。	
7	育児休業取得中に入所が決定した場合、入所月内に復職し、復職後2週間以内に阿見町子ども家庭課まで「復職証明書」の提出が必要となります。入所日翌月以降の復職は認められません。	
8	求職活動を理由に入所が決定した場合、入所日から3か月以内に就労証明書等の提出が必要です。3か月以内に仕事を決め、保育要件を満たす就労証明書を提出しなければ退所となります。	
9	入所後、勤務状況(産休・育児取得、転職等)や家庭状況(妊娠、再婚、離婚等)に変更が生じた場合は、速やかに阿見町子ども家庭課で必要な手続きを行ってください。	
10	入所後に妊娠・出産し、育児休業を取得するとき、育児休業の予定期間があらかじめ1年間を超える場合は、妊娠・出産の認定が終了次第、保育施設利用中の子は退園となります。育児休業の予定期間が1年未満の場合は、下の子の利用申し込みを行い、利用保留となると、次の①②のうちどちらか早い日まで上の子は利用を継続できます。 ①下の子が利用できるまで ②当初の育児休業終了日の属する年度末まで	
11	保育を必要とする事由や勤務時間の変更等により、保育必要量を短時間保育から標準時間保育(または標準時間保育から短時間保育)へ変更したい場合、変更希望月の前月末までに必要書類の提出が必要です。期日を過ぎますと提出日の翌月からの変更となります。	
12	継続入所の要件は、新規で入所するときと同じです。保育の必要性がなくなった場合(退職して再就職の予定がない、病気の全快等)はその時点で退所となります。就労時間が減少し月60時間を下回る場合も、継続入所はできません。	
13	利用者負担額は、父母合算の市町村民税額により算定されます。ただし、父母とも非課税またはひとり親で非課税の場合、同居している祖父母がいればそのうち生計の中心者である祖父または祖母どちらかの税額も合算し算定します。	
14	利用者負担額の算定および保育施設利用調整のため、町が市町村民税の情報(同一世帯者含む)及び世帯情報を閲覧することがあります。また利用者負担額について、保育施設に対して提示することがあります。	
15	保育料および副食費を滞納した場合、職員が電話等による催告および自宅等への訪問徴収を行うことや、児童手当から充当することがあります。また、今後施設変更(転園)の申込や下の子どもの入所申込をした場合、利用調整で大幅に減点になる可能性があります。	
16	利用申込書において未記入や必要な書類等の提示・提出不足がある場合、利用調整の結果、他の方と同点順位になった際は不利になる可能性があります。	
17	正当な理由なく入所内定を辞退し、同一年度内に再度の入所申込みがあった場合(正当な理由とは、児童の傷病状況や会社都合で復職ができない場合等)利用調整に不利になる可能性があります。	
18	町は施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供することがあります。(情報を提供したくない場合は、ご相談ください。)	

上記内容について確認し、了承・同意しました。

年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

児童氏名

育児休業中の方は、以下のA・Bいずれかに○を付けてください。

		○欄
A	保育施設への入所を希望し、入所が決まった場合は入所月内に復職する。	
B	育児休業の延長を希望するため、保育施設への入所を希望しない。(※)	

※Bを選んだ場合、利用調整で減点对応し優先順位を下げます。利用調整を行うため、内定を取れた場合は「内定通知書」を発行いたします。保留希望を解除する場合は、次の利用調整の申込締切日までに「入所保留希望解除申請書」の提出が必要です。過去にBを選んだことにより、利用調整で不利になることはありません。